

重要事項説明書

令和6年12月1日改正

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 044-935-5201 (8時30分～17時00分)

担 当 在宅支援主査・生活相談員

- *事務所営業時間
- ・8時30分～17時00分
 - ・土日祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休日。

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービス

事業所名	特別養護老人ホーム多摩川の里	
所在地	川崎市多摩区中野島6-13-5	
介護保険事業所番号	通所介護	神奈川県第1475400170号

(2) 事業所の職員体制等(併設型通所介護)

令和6年8月1日現在

職 種	資 格 等	人 員
管理者	介護支援専門員	1名
生活相談員	介護支援専門員他	2名
機能訓練指導員	看護師	2名(内 非常勤1名)
看護職員	看護師	2名(内 非常勤1名)
介護職員	介護福祉士	4名
	初任者研修	1名
計		9名(内、兼務5名、非常勤1名)

(3) 営業日及び時間

ア 営業日

月曜日～土曜日(国民の祝日も営業します。)

(注) 日曜日・年末年始(12月29日～1月3日)は「休日」となります。

イ 営業時間 8時30分～17時

2 利用料金

(1) 基本料金

ア 利用料

1月あたり 厚生労働大臣が定めた介護報酬上限額以内（利用者負担金は、介護保険負担割合証に記載された負担割合の通りとなります。）

イ 当施設に該当する加算

(ア) 通所介護サービス提供体制強化加算

(イ) 介護職員等処遇改善加算

(ウ) ADL 維持等加算

(エ) 科学的介護推進体制加算

ウ 該当する場合に算定する加算

(ア) 通所介護口腔機能向上加算

(イ) 入浴介助加算 I

(2) 食事提供費

ア 食事提供費 1 1食あたり 690円

イ 食事提供費 2

行事などの際、食事提供費 1 に上乗せする料金です。

その都度、提示をします。

1食あたり、100円～1000円（メニューによって異なります。）

ウ 短時間サービス利用（2時間以上3時間未満）にかかる食材料費等

おやつ1食あたり 80円

(3) その他の料金

ア 材料費 1回あたり 1,000円以内

（希望者が参加するクラブ活動・レクリエーションの材料費など）

イ 記録等の複写物の料金 実費負担

(4) 通常のサービス提供の範囲を超える費用

ア 個人の必要に応じて行う代理購入に係る費用

実費負担（ご利用者・ご家族の申し出による）

イ 理美容利用料

実費負担（ご利用者・ご家族の申し出による）

ウ 個人の必要に応じて購入する医療用消耗品

実費負担（ご利用者・ご家族の申し出による）

（5）キャンセル料

利用者の都合でお休みされる場合には、できるだけサービス利用の前営業日の午後5時までにご連絡ください。それ以降のキャンセルは、食事提供費1と食事提供費2の合算額をキャンセル料として申し受けることとなりますので、ご了承ください。

（6）その他

ア 介護報酬に係る自己負担分・キャンセル料・食費に係る費用は、原則として口座自動振替（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。）とさせていただきます。重要事項に定めるその他の料金については、その都度のお支払とさせていただきます。

イ 本重要事項説明書で定めた利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払っていただき、その後市町村に対して保険給付分（原則として9割）を請求することになります。

3 キャンセル

利用者がその日のご利用をお休みにする際は、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

全体窓口（連絡先）（電話）：044-935-5200

4 身体拘束

当事業所では、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

緊急止むを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態及び緊急止むを得ない理由を記録します。

5 虐待防止に関する事項

(1) 当事業所では、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

ア 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

イ 虐待防止のための指針を整備します。

ウ 虐待を防止するための研修を定期的実施します。

エ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(2) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 個人情報保護

当事業所が扱う個人情報の重要性を認識し、別に定める当法人の個人情報保護要綱及び当事業所の個人情報保護に対する基本方針に基づき、その適正な保護に努めます。

事業従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことはありません。その職を退いた後も同様です。

7 緊急時における対応

事業従事者は、サービス提供中に利用者に病状の急変等が生じた時は、速やかに医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応

当事業所においては、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの提供はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全に計画的に取り組めます。また、利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、各関係機関、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

8 災害防止

事業管理者は、利用者の災害防止に努めると共に、非常災害に対して必要な設備を設け、

非常災害時の通報および連絡体制を整備、災害の予防措置並びに避難誘導等の訓練を継続していきます。

10 カスタマーハラスメントについて

当法人は全ての職員に対して、労働契約法第5条により安全配慮義務を負っています。「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づき、以下の行為をカスタマーハラスメントとして取り扱うこととします。

ア ご利用者等による身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント等

イ 過剰または不合理な要求

- ・合理的理由のない謝罪の要求
- ・事業団職員に関する解雇等の法人内処罰の要求
- ・社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求等

ウ 合理的範囲を超える時間的・場所的拘束

エ その他ハラスメント行為等

11 相談窓口、苦情対応

事業管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族への説明等必要な措置を行います。

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当事業所の相談窓口	電話番号	044-935-5201
	FAX番号	044-935-3511
	対応者	デイサービス苦情受付担当
	対応時間	8時30分～17時 (日曜日、年末年始を除く)

○ 当法人の第三者委員会

①電話または来所の申し出による場合	電話番号 044-829-1829 FAX番号 044-829-1840 対応者 事務局苦情受付担当 対応時間 平日の8時30分～17時
②第三者委員会委員に直接申し出る場合	第三者委員会委員メールアドレス dai3sya@kfj.or.jp

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

区役所相談窓口 多摩区役所 保健福祉センター 高齢・障害課	所在地 川崎市多摩区登戸1775-1 電話番号 044-935-3266 FAX番号 044-935-3396 対応時間 午前8時30分～午後0時 午後1時～午後5時 (土・日曜日・祝日を除く)
川崎市相談窓口 川崎市健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 事業者指導係	所在地 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号 044-200-2910 FAX番号 044-200-3926 E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp 対応時間 午前8時30分～午後0時 午後1時～午後5時 (土・日曜日・祝日を除く)
神奈川県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地 横浜市西区楠町27番1 電話番号 045-329-3447 利用時間 午前8時30分～午後5時 (土・日曜日・祝日を除く)

12 当法人のサービスの方針等

利用者の人格を尊重し、施設機能を十分に活用した質の高いサービスの提供を図ることにより、高齢者福祉の向上に努めます。また、その実現のため活力ある職場づくりを計画的に推進するとともに、職場研修の実施及び関係機関の開催する研修への積極的な参加に努め、職員の資質の向上を図ります。

13 第三者評価の実施の有無について

第三者評価実施の有無	実施済み
実施した直近の年月日	平成30年11月
実施した評価機関の名称	一般社団法人 アクティブケアアンドサポート
評価結果の開示状況	神奈川県社会福祉協議会ホームページに公開

14 当法人の概要

令和6年12月1日現在

名称・法人種別	社会福祉法人社会福祉事業団
代表者名	理事長 佐川 道夫
法人所在地	川崎市高津区久地3-13-1
電話	044-829-1829
業務の概要	社会福祉施設・事業の運営 実施事業（障害・高齢・児童）
事業所数	34事業所 100事業所

※詳細は「リーフレット」をご覧ください。

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、重要事項について文書を交付し、説明をしました。

(事業者) 所在地 川崎市多摩区中野島6-13-5

事業者名 特別養護老人ホーム多摩川の里

施設長 _____ 印

説明者 _____ 印

サービスの締結に当たり、重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者の家族又は代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印